

西原町長 崎原 盛秀



下記書類等の送達を受けるべき者の住所・居所・事務所及び事業所がともに不明であるから、地方税法第20条の2の規定によって、告示します。
なお、下記公告の書類は、町長が保管し、いつでも御申出下されば交付します。

[illegible]